

鶴岡市通所介護相当サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める
要綱

平成 29 年 3 月 31 日
告示第 128 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 2 項及び介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「省令」という。）第 1 4 0 条の 6 3 の 2 第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通所介護相当サービス（鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成 2 9 年鶴岡市規則第 7 号）第 2 条第 1 項第 6 号の通所介護相当サービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(費用の算定)

第 2 条 省令第 1 4 0 条の 6 3 の 2 第 1 項第 1 号イの規定により市が定める通所介護相当サービスに要する費用の額は、1 単位の単価 1 0 円に別表に定める単位数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

4 鶴岡市通所介護（現行の介護予防通所介護相当）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377		
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算			1回につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一 建物から利用する者に通所型サービス(独 自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施 加算(Ⅰ)		運動器機能向上及び栄養改善 480単位加算		480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2		運動器機能向上及び口腔機能向上		480単位加算		480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算		480
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ	(2) 選択的サービス複数実施 加算(Ⅱ)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強 化加算	(1) サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ21		(2) サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(3) サービス提供 体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位	48	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の59/1000 加算					
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の43/1000 加算					
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の23/1000 加算					
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算					
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算					

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,153	1月につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位	2,364	1月につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,153	1月につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位	2,364	1月につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		